

高齢者自主活動グループ
新規立ち上げ支援事業助成

平成
30年度

シニアで地域を支える グループをつくって みませんか？

～誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして～

地域を支援する
シニアグループの
新規立ち上げを助成！



申請期間 平成30年6月15日(金)～7月18日(水)

高齢者自主活動グループ新規立ち上げ支援事業助成 申請要項

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

1 助成の目的

地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ高齢者により構成された自主活動グループが、地域での支えあい活動を立ち上げることを支援することを目的とする。

2 助成の対象となるグループ

助成の対象となるグループは次の要件を全て満たすグループとします。

- (1) 地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ60歳以上の者5名以上により構成されるグループ。(既存のグループであっても第3項に該当する支援の分野での活動を行っていないグループは対象とします。)
- (2) 活動の設立1年未満のグループ(平成30年4月1日現在)、もしくは今年度中に新たに立ち上げるグループ。
- (3) 採択後、3年以上にわたって助成対象の活動に取り組むことができるグループ。
- (4) 採択後、2か月に1回あるいは年6回以上の支援活動を行うことができるグループ。

3 助成対象となる事業

下記事項のような高齢者等を直接支援する活動を対象とします。

- (1) 高齢者による高齢者への支援活動
- (2) 高齢者による子ども家庭支援活動
- (3) 高齢者による青年自立支援活動
- (4) 高齢者による障害児者支援活動
- (5) 高齢者による地域づくり活動

ただし、行政や市町社会福祉協議会および地域の自治会の事業等、既存団体の事業とみなされる事業は対象となりません。

4 助成限度額

1グループ10万円

5 助成総額

100万円

6 助成対象となる経費

グループの立ち上げと支援活動に必要な諸謝金、旅費交通費、印刷製本費、消耗品費、備品費、通信運搬費、保険料、賃借料、負担金を対象とする。

対象経費および科目一覧表

科 目	内 容
諸 謝 費	外部人材による講師謝礼・助言者謝礼・会議開催時の委員謝礼など
旅費交通費	高齢者世帯への個別訪問などの支援に要する交通費など
印刷製本費	チラシ作成代・コピー代・現像代など
消 耗 品 費	消耗品代・材料代・参考図書購入代など（食糧費は不可）
備 品 費	支援に必要な備品の購入代など
通信運搬費	切手代・はがき代など（電話代は不可）
保 険 料	ボランティア保険料など
賃 借 料	会議・研修会等の会場使用料など
負 担 金	申請事業にかかる研修参加費・講習受講料に限る

※ 経費の支出時期は、平成30年4月1日～平成31年3月31日とします。

7 申請受付期間

平成30年(2018年)6月15日(金)～7月18日(水) 必着

8 申請方法

(1) 申請先

所定の申請書類に必要事項を記入・捺印の上、必要書類を添付して滋賀県社会福祉協議会（県社協）へ提出してください。

(2) 提出していただく書類

- ア) 助成申請書（様式 1-1）
- イ) 事業計画書（様式 1-2）
- ウ) 助成金所要額調書（様式 1-3）
- エ) その他、県社協会長が必要と認める書類

(3) 申請要項・申請書類の入手方法

窓口で・・・滋賀県社会福祉協議会（県立長寿社会福祉センター）および各市町の高齢者福祉担当課・市町社会福祉協議会・公民館等で入手できます。

インターネットで・・・滋賀県社会福祉協議会

(<http://www.shigashakyo.jp>)または「びわこシニアネット」(<http://www.e-biwako.jp>)のホームページからダウンロードできます。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ① 助成が決定した場合、助成金振込口座は申請する団体名義のものを用意してください。（個人名義は不可）
- ② 助成申請書を提出した後に、代表者および連絡責任者、連絡先等が変更になった場合は、県社協あてに速やかに連絡してください。また事業の趣旨や内容が大幅に変わる場合も、必ず事前に県社協まで連絡をしてください。必要に応じて変更申請書を提出していただくことがあります。
- ③ 助成金振込後、対象経費の実際の支出額が申請時の支出予定額を下回ることが見込まれる場合は、平成31年2月末日までに県社協に連絡し、変更申請書を提出してください。（まずは県社協にご相談ください）（第12項「助成金の返還」参照）
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

助成のスケジュール



- ⑤ 助成申請書、添付書類は、採用・不採用に関わらず返却しません。また選考に際して、申請内容を照会することがありますので、助成申請書等の写しを必ず手元に保存してください。
- ⑥ 助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。
- ⑦ 申請および事業の実施にあたっては、県社協と相談や協議を行ないながら進めてください。

9

決定・選考結果の通知

- 審査では、申請書類を基に事業の計画性・実行可能性・継続性・有益性・公平性等を評価します。
- 助成の採否および助成金交付額は、県社協会長が決定します。
- 選考結果は書面にて通知します。

10

助成金の交付

- (1) 助成決定時にお渡しする所定の用紙により、助成金を請求してください。
- (2) 助成対象となった場合は、グループ名、代表者名、助成金額、事業内容などを公表することがあります。

11

実績報告書等の提出

- (1) 3年にわたり、報告書類を提出いただきます。

1年目 平成31年4月10日（水）までに、下記書類を県社協宛てに提出してください。

- ① 事業実績報告書（様式 2-1）
- ② 助成事業所要額精算書（様式 2-2）
- ③ 助成対象経費支出内訳（領収書、レシート等の写しを添付）（様式 2-3）
- ④ 助成事業の実績状況のわかる資料（チラシ、報告書、写真など）

2～3年目 各年4月の指定日に下記書類を提出してください。

- ① 活動報告書（様式 3-1 または様式 3-2）
- ② 助成事業の実績状況のわかる資料（チラシ・プログラム・写真等）

- (2) 他の団体等の参考となるよう、助成後に質問票による調査、あるいは訪問調査等を行い、各助成グループの事業内容を活動事例集として発刊および県社協ホームページ等で紹介することがあります。

12

助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ① 提出期限までに適切な報告書が提出されなかったとき
- ② 対象経費の実際の出支額合計が助成金額を下回ったとき
- ③ 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき
- ④ 助成金を対象事業または対象経費以外に使用したとき
- ⑤ 県社協会長の承認を得ずに助成事業を中止、変更（軽微なものを除く）または、予定期限内に完了できなかったとき等

問い合わせ・申請先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
レイカディア振興担当 助成金担当者

TEL：077-567-3900（直通） / FAX：077-567-3906

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター